

専門部会で審議する項目及び論点（素案）

令和4年7月11日

現行条例の関係部分等	項目	新条例への規定の可否	論点	改正法の関係規定	
第1章 総則 (第1条～第3条及び第38条)	目的・趣旨★	○	・新条例に記載すべき内容	第1条、第3条	
	定義★	・定義の統一化		・各用語の定義の確認及び統一化に伴う留意事項	第2条、第60条
		・死者情報の取扱い		・「個人情報」の定義から外れることによる課題 ・保護や手続に係る規律の可否等	第2条
		・条例要配慮個人情報	◎	・独自規定の可否(LGBT、DV、被爆者等)	第60条第5項
	対象(実施機関)★	・市議会	○	・改正法の適用対象外であること(規律の内容等は市議会が自律的に検討)	第2条第11項第2号
		・本市・独立行政法人等	○	・民間部門の規律が適用される部分と公的部門の規律が適用される部分	第2条第11項第4号、第58条、第125条
	責務	・本市の機関、事業者及び市民の各責務	○	・新条例に記載すべき内容	第5条、第12条～第14条
		・事業者等への支援 ・苦情処理のあっせん		※現行法にも同様の規定あり→ ・本市の機関や本市・独立行政法人以外への関わり方	第13条、第14条
	第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第4条～第8条の4)	取扱いの制限★	・収集の制限	・本人以外からの収集やセンシティブ情報の収集に係る直接的な制限規定がなくなることに対する評価・留意点(改正法の「保有の制限等」に移行)	第61条～第64条
			・利用・提供の制限	・制限の解除要件が変わることに対する評価・留意点	第69条
・提供先への措置要求			・改正法の規定の確認(外国にある第三者、個人関連情報及び仮名加工情報に係る規定あり)	第70条～第73条	
・審査会手続			・制限解除に係る審査会への意見聴取手続がなくなること(今後の審査会の役割(再掲あり)、審査会条例の改正)	(第129条)	
適正な管理及び安全管理措置★		・本市内部における適正管理等 個人情報管理責任者の設置等	○	・漏えいの防止 ・適正管理のための体制確保	第65条、第66条 (第66条)
		・委託等に伴う措置		・委託する際に本市が留意すべき点 ・委託先における措置(改正法の規定の確認)	第66条
		・従事者の義務		・改正法の規定の確認	第67条
		・漏えい等の国・個人情報保護委員会への報告と本人通知		・事故対応や再発防止の体制	第68条
新規		個人情報ファイル簿(新設)・個人情報ファイルの目録(既存) ※偶然名称が似ている。★			
		・個人情報ファイル簿の作成・公表		・制度の概要及び既存の「個人情報ファイル」との関係 ・作成の義務がない1,000人未満の個人情報ファイル等の取扱い	第75条
第3章 開示、訂正及び利用停止(第9条～第34条)	開示、訂正及び利用停止★	・不開示範囲	◎	・不開示範囲の調整(情報公開条例と整合を図るもの)	第78条
		・開示方法		・電磁的記録の開示方法(行政機関等が定める方法) ・現状に適合しない規定や取扱いの見直し	第87条
		・手数料	◎	・手数料の検討(情報公開条例との整合も考慮)	第89条
		・手続	◎	・現行手続との異同(新条例に存続させるもの等)	第108条
	審査請求	・諮問及び審理手続	◎	・審査会条例の改正(審査会への諮問や審理員による審理手続の適用除外の根拠が条例ではなく法になるため) ・情報公開条例の処分に対する審査請求手続との整合	第105条～第108条
		・提案の募集・審査等 ・契約の締結 ・匿名加工情報の作成 ・手数料	◎	・改正法の規定の確認 ・審査基準及び加工基準(規則)の確認 ・手数料の検討 ・適正な取扱いを確保するために留意すべきこと	第110条～第114条、第117条、第118条 第115条、第120条 第109条、第116条 第119条
	第4章 雑則(第35条～第40条)	・市長の調整、運用状況の公表及び本市・出資法人の個人情報保護措置	○	・規定の存続の可否等	第165条
		・審査会への諮問★	◎	・今後の審査会の役割	第129条
	新規	国・個人情報保護委員会との関係			
		・委員会による監視		・改正法の規定の確認	第156条～第160条
第5章 罰則(第41条～第45条)	罰則	・罰則	・現行条例による罰則との異同(再委託先等の業務従事者や派遣労働者への適用拡大等)	第176条、第180条、第181条、第183条及び第185条第3号	
		・実施の状況の公表 ・情報の提供及び技術的な助言の求め ・条例の届出			第165条～第167条

★：重要と考えられる項目 ◎：改正法による条例への委任があるもの ○：新条例に規定できると考えられるもの